

守屋家本騎馬武者像の像主

——△文学＝史料▽としての『太平記』の記述から——

黒田　日出男

はじめに

肖像画から△歴史▽を読もうと試みる者にとって、どうしても避けては通れないのが、その像主を明らかにすることである。無論、像主の解明はあくまで基礎作業の一つなのであり、それで肖像画研究が終りになるものではない。むしろ、そこから出発して、如何に分析・読解を発展させていくかが肖像画研究の課題なのである。

もつとも、肖像画の像主の解明を、基礎作業としてだけ位置付けるのは正しい肖像画研究とは言えまい。すなわち、像主の解明は、当該肖像画の徹底した分析・読解を深めることによってのみ前進しうるのであって、その意味では、像主論は肖像画論の最後に再び立ち戻つてくるべき地点でもある。つまり肖像画論という振り子運動の一方の極が像主論なのである。さらに言えば、この小文は一つの肖像画の像主を明らかにする作業として書かれているが、それは本来、肖像画読解という営みによる作業として書かれているべきものなのである。⁽²⁾

円環のある地点として位置付けられるべきものである。

すなわち小稿は、図1の有名な守屋家本騎馬武者像（縦100・〇×横53・三センチメートル、絹本着色、国（文化庁）保管）の像主推定

の作業を一段階前進させるべく書かれた。その分析・読解がどれ程妥当であるかについては、研究者諸氏の判断を仰ぎたいと思う。

一 騎馬武者像の像主推定の歩み

さて、南北朝時代の代表的な肖像画の一つとして守屋家本騎馬武者像を挙げることに、誰も異存を唱えまい。江戸時代以来、ながらく足利尊氏像とされていたが、戦前からの長い研究史は、足利尊氏像であることを如何にして否定し、△真▽の像主を明らかにせんとする努力の積み重ねの過程であった。

まず、研究史の歩みを一望するために、守屋家本騎馬武者像の像主論についての主要な研究を列挙することにしよう。

A 黒板勝美「足利尊氏の画像について」（『史学雑誌』三一編一号、一

九二〇年）

B 谷信一「出陣影の研究」（『美術研究』六七・六八号、一九三七年、のち『室町時代美術史論』収録、東京堂、一九四二年）

C 萩野三七彦「守屋家本伝足利尊氏像の研究」（『国華』七六編九・一〇冊、一九六八年）

D 藤本正行「守屋家所蔵武装騎馬画像の一考察」(『甲冑武具研究』三二号、一九七四年)

E 下坂守「守屋家本騎馬武者像の像主について」(『学叢』四号、一九八二年)

F 藤本正行「尊氏か、師直か?」(『歴史読本』一九八三年九月号)

G 同 「守屋家本武装騎馬画像再論」(『史学』五三卷四号、一九八四年)

H 加藤秀幸「武家肖像画の真の像主確定への諸問題 上・下」(『美術研究』三四五・三四六号、一九九〇年)

I 藤本正行「この騎馬武者はだれか——伝尊氏像を読む」(『見る・読む・わかる日本の歴史』2 中世)朝日新聞社、一九九二年)

まず、Aの黒板論文は、この守屋家本騎馬武者像の紹介的論文であつて像主を足利尊氏としている。その前提には、江戸後期に松平定信の編纂した『集古十種』に、足利尊氏像とされているという歴史があつたのである。⁽⁴⁾

そうした足利尊氏像主説に本格的な疑問を提起したのが、Bの谷信一論文「出陣影の研究」であった。そこで初めて、騎馬武者像の像主は足利尊氏とは認められないと指摘されたのだった。すなわち、①守屋家本騎馬武者像は、室町時代の諸記録に記されている尊氏像の図様と相背馳するから、文献史料によつてこの画像を尊氏像とすることはできない。②正確な尊氏像と判断される模本と比較するとき、守屋家本はあまりにも相違がありすぎる。③尊氏の愛馬は栗毛系統であつて、守屋家本のよくな黒毛馬は考えられない。④守屋家本のごとき総髪、抜刀、矢の折れたところまで描いた姿で、尊氏のような武将を描くかといつて一般論的な可能性としても殆ど肯定する余地はない、としたのであつた。⁽⁵⁾

谷氏の一連の肖像画研究は、その後の肖像画研究の基礎となる優れた

ものばかりである。右の論文の以上の指摘だけでも、像主を尊氏とする説に對して十分な疑問点を明示していると言えようが、しかし、決定的な否定論とは言い難い。また、では一体誰なのかを示すものになつていない。

戦後になつてから、本格的に否定論を展開された最初の論文は荻野三彦氏のC「守屋家本伝足利尊氏像の研究」であった。すなわち荻野氏は、騎馬武者像の上部に据えられた足利義詮の花押の存在故に、①もしも像主が尊氏なら、義詮が父の頭上に花押を据えることはありえない。

②この花押は、軍忠状の証判にあたるものである。③彼の花押の変遷を調べると、この花押は晩年のものである。④この騎馬武者の左脚の表現は異様であり、像主が戦場で怪我をしたことを記録として描写したものであろう。⑤この像主は義詮の配下の武将と考えられるのであり、細川頼之こそ像主と擬定しうる第一の人物と考えている、との見解を提出されたのだった。⁽⁶⁾

荻野氏の指摘は、戦前の谷説を批判的に継承しつつ、さらに像主の頭上に据えられた義詮の花押を証判と見る見解を提示して、守屋家本騎馬武者像の像主論の新段階を構築されたのであつた。しかし、直ぐに赤松俊秀氏が「『守屋家本伝足利尊氏像について』という短文でその問題点を指摘されているように、尊氏像主論に対する決定的な否定論とはまだ言い難いものであった。

それに、足利尊氏像の否定から一気に細川頼之を像主の候補者として挙げるに至つてしまつたのは何としても疑問である。そうした飛躍は、後述する像主論の通弊を典型的に示しており、自身が高められた研究水準を後戻りさせてしまう恐れのある仮説の提示であつたと思われる。

このように谷説、荻野説と積み重ねられてきた足利尊氏像の否定論に研究史上の次の段階をもたらしたのは、Eの藤本論文「守屋家所蔵武装

騎馬画像の一考察」であった。藤本氏は、画像の武具（太刀の目貫）と馬具（鞍）に見られる家紋に着目して、それが輪違紋であることを指摘した。輪違紋は高（高階）氏の家紋であり、そのような家紋のある武具・馬具の騎馬武者像の像主として足利尊氏を考えることはできないことを明らかにし、それに代わる像主として高師直を仮説的に提示したのである。すなわち、a 義詮の花押から、像主は義詮ないし足利家に關係深い武将であること、b 義詮の死んだ貞治六（一三六七）年一二月七日が下限であること、c 武具は南北朝を下らぬ「高級品」であり、とくに鎧と太刀は鎌倉中期以前に遡る形式で重代の品と見られるから、像主は相当の家格を誇る一族中の最有力者と思われること、d 大太刀・両手の籠手・大立擧の臑当・草鞋など、鎌倉後期から流行した徒步の斬撃戦に適した武装であること、e 描写が入念で具体性があり、殊に、大童で抜き身の大太刀をかつぎ、残り矢を折るなど実在の人物の特定の武装を描いたものと思われること、f 武具に家紋をつけることは鎌倉時代に普及したこと。そして結論としては、像主として可能性が高いのは高師直であるとされたのであった。⁽⁸⁾

Fの下坂論文は、像主を師直とする論拠については藤本氏と基本的に同じなのであるが、次のような独自な解釈を提出している。すなわち、
a 「激戦の後に足部に負傷し、出家して総髪姿となつた敗戦の將」の姿であるとし、b 「師直は打出浜合戦の直後、直義側に殺害された。これは、尊氏が直義と和議を結ぶ代償として見殺ししたものである。従つて尊氏は師直に対して自責の念をいだき、それが義詮にうけつがれた。そして貞治六年十月頃、病を得た義詮が、その原因を高氏一族の怨靈にあると信じ、それを追い払うために製作せしめたのが守屋家本である」⁽⁹⁾というものが、下坂説の骨子であったのである。

藤本氏のG論文は、そうした下坂F論文の主張の傍線部分（イー八）を周到に批判すると共に、a 像主の頭上の義詮の花押型よりの推定によつて、この肖像画の制作は「師直の十七回忌」のときであろうこと、b 像主の「遺族」が制作者である可能性が強いこと、c 花押を据えた動機は、像主の軍忠を示すことではあるまいとした。また、d 戰闘中の姿を描いた例として阿保肥前守忠実を挙げて、像主を忠実とする可能性を示した上で、これを否定し、e 下坂氏の「怨靈説」は根拠薄弱な説であつて、將軍が一武将の画像を製作させるというのは考えにくく、余程有力な史料による論証が必要であること、f 下坂氏が、義詮は自分の病の原因を師直の怨靈にあると信じたとする点についても挙証が必要であるとして、下坂氏の傍線ニの主張も否定したのである。⁽¹⁰⁾

それでは藤本氏の「より平凡な推論」とはどのようなものであろうか。少々長くなるが引用しよう。すなわち、

高氏一族の主だった人々は、師直とともに殺害された。生き残った人々は一時身を引いたかもしれないが、・・・再び登用されたであろう。現に『園太曆』文和二年（一三五三）六月九日・十二日条や『天竜寺供養記』などの史料に、その後の高一族が散見する。このように復活した彼らは、師直の十七回忌にあたり法要を営んだ。その際、礼拝供養のために描かれたのが守屋家本である。

図様については師直の軍忠を顯示するためと、阿保・秋山の戦闘図を好んだ時代の風潮により、・・・甲冑着用の戦闘中の姿を採用した。一族の重要人物の画像であるから、風俗の考証には細心の注意を払つて絵師を指導し、最もめだつ場所に家紋も描かせた。・
・
こうして完成した画像に、義詮が花押を据えた。師直の功績を確認するためで、この点、軍忠状に近いが、後日の恩賞は伴わなか

つたと思う。・・・

とするのが、氏の推論なのである。⁽¹¹⁾

一九九三年の藤本I論文は、こうした氏の主張をわかりやすく要約したものであるから、G論文によつて藤本説はほぼ固まつてゐると言えよう。そして、今や藤本説が守屋家本武装騎馬武者像の通説的な見解となつてゐるとも思われるのである。⁽¹²⁾

ところで、加藤秀幸氏のH論文は、氏の年来の肖像画研究の成果が盛り込まれており、武家肖像画の像主論をめぐる現段階の到達点が示されている大論文である。今後も肖像画研究にとって、必ず参照されるべき重要な成果であることは言うまでもない。⁽¹³⁾

守屋家本騎馬武者像についても、「五 伝足利尊氏像について」において極めて示唆的な諸見解が述べられている。主要な論点を要約すれば、①一九七三年七月（藤本D論文の発表される以前）に、高師直像ではないかとの判断を示したことがあるが、しかし今でも像主を特定できない。

②この像主の馬装の輶（四方手）の円板と佩いた太刀の柄巻に輪違紋が見受けられる。③但し、この輪違紋については、幾つかの疑問がある。④像主着用の甲冑は身分の高い有力武家のものであり、大立挙等の小具足には南北朝期に現れる変化が見られるので、時代的にはその頃のものとして差支えない。⑤像主の騎座の姿勢は、乗馬が急に前進する姿勢を示したので、咄嗟に手綱を控え、脚は前に出て踏ん張り、腰がひけた形である。⑥この画像は、文書による軍忠状に代る、写真の画像による特定の戦の軍忠状である。従つて、矢折れ、自ら太刀を振つての獅子奮迅の戦闘の末、勝利を得て凱旋する姿を写した凱旋影なのである。花押は軍忠として大将義詮に証判を乞い、袖判に代り頭上に得たものである。従つて意氣盛んな寿像、記念像である。⑦画面の右側は若干切除されていると考えられる、といった指摘がなされている。どの論点

においても、慎重な見解が示されており、実に教えられるところの多い論文である。そして全体としては、高師直を候補としつつ、像主はまだ特定できないとの判断を示しておられる。⁽¹⁴⁾

以上が加藤氏の騎馬武者像解釈であり、極めて魅力的な所説である。が、⑥だけは断定的な主張が提出されており、唐突な感じがして私には俄かには賛同しがたい。問題は、凱旋影という見方での一貫した分析・

解釈が可能か否かであるから、その結果を待ちたいと思う。
ともあれ、こうした諸研究の着実な積み重ねによって、足利尊氏を像主とする説はほぼ完全に否定・克服されたと言つてよい。そして、馬具の輶と太刀の柄巻に輪違紋がついていることから、これを家紋とする高氏一族の誰かであり、後述するような検証を経ない限りでは、高師直である可能性は高いと言えるだろう。⁽¹⁵⁾

藤本氏や加藤氏らの肖像画研究の基本的な方法は着実であつて、騎馬武者像の武具・馬具などを丹念に検討すると共に、それらに描かれている家紋に着目して、像主に接近しようとするものであるから、私も、右の藤本氏ら三氏の研究成果、すなわち、像主は高（高階）氏一族の誰かである可能性が高いという仮説を承認している者の一人である。

だがしかし、藤本・下坂氏らが像主の候補者を高師直に絞り込んでいるのは果たして妥当であろうか。それ以外の有力な像主の候補者たりうる人物を無視ないし見落していないだろか、それが私の疑問となり、研究課題となつた。

というのは、武具や馬具に見られる家紋によつて像主を推定する方法には明瞭な限界がある。すなわち、輪違紋の存在によつて足利尊氏でないことは判断でき、かつ輪違紋を家紋とする有力武将たちに絞れる可能性は高くなるが、しかし、高氏一族の誰であるのかを特定することは出来ないのである。高師直であるかも知れないし、兄師泰かも知れない。

また、高氏一族の別の誰かかも知れないのだ。このアポリアを藤本氏らの研究は突破していない。というより、高氏一族のうちの一體誰であるのかを綿密に検討された形跡が、三氏の論考には見受けられないようと思われる。^[15]

そこで、私なりに像主を絞り込む作業となるのだが、そのための前提として先学の研究成果の要点を確認をしておこう。

(一)二箇所の輪違紋の存在からすれば、それを家紋とする武将である。^[17]その場合、違う家紋を持つ武将だが、何かの事情で輪違紋のある武具を身に着けて戦った人物も候補として挙げ、検討する必要がある。

(二)その立派な武具・武装からすると、有力武将の一人と判断しうる。^[18]

(三)頭上に据えられている足利義詮の花押からすれば、彼との関係が深い武将である。^[19]

(四)その特異ないし異様な恰好からすれば、特定の戦いや出来事に関する姿が描写されている可能性を想定しうる。^[20]

研究史の到達点を見る限り、右の四条件を十分にクリアーしうる武将こそが像主の候補者たりうる。そうした武将が複数存在したならば、どこの人物に絞り込めるかを綿密に比較検討しなければならない。もしも、一人しか存在しなければ、その武将こそが像主にふさわしいと言えるであろう。

この四条件をヘルトマス試験紙として、試みられるべき騎馬武者像の像主の推定作業を列举するとしよう。

第一は、師直・師泰兄弟ら高氏一族の南北朝内乱期における行動・活動を洗い出すことである。とくに、族滅に近い状況となつて以後の高氏一族の動向を、出来るだけ周到に追跡することが必要となる。義詮の花

押があるから、その追跡は彼の死去する貞治六（一二六七）年十二月七日まででよい。そして、無論、そうした追跡は高氏一族だけに限つてはならない。右の四条件を有する可能性のある武将の枚挙と消去、及びこの騎馬武者像の製作動機を持つ人々の一翼を担う高氏の「御内」の人々も含めて検討すべきである。

とすると、南北朝動乱についての最大の情報源であり、最良の△文学史料▽たる『太平記』四十巻が、この追跡の最良・最大の舞台となるに違いない。

そうした作業を周到に行っていけば、後述するような一人の候補者が挙げられ、その人物こそが像主の可能性が高いであろうことも、指摘できるよう思われるのだ。

第一に、従来の研究は、守屋家本騎馬武者像の髪形・武装や武具との細部の表現、あるいは頭上の義詮の花押などの検討を行つてきているが、肝腎の像主の顔貌（面貌）表現については、突っ込んだ検討を殆ど行つていない。その騎馬武者像が一体何歳ぐらいの人物として描かれているのかも問題にしていない。それと表裏一体の盲点なのだが、高師直説にあつては、彼が一体何歳ぐらいで殺されたのかが問題にもされていない。つまり、像主とその候補者の年齢を全く考慮せず、また顔貌表現の検討を全く行わないで、どうして像主が誰であるかを論じることが出来るのだろうか。

『大日本史料』第六編之十四、正応六・觀応二年二月十六日条に収録されている師直・師泰らの系図類などによれば、彼ら兄弟の死没年齢は不明である。しかし、高師直が何歳ぐらいで死んだのかを推定する術が全くないわけではないだろう。

そして第三には、守屋家本騎馬武者像の姿を一体どのように読むべきかが問題となる。藤本氏が批判されたように、下坂氏の挙げられた論拠

では、この像主を「敗戦の将」とすることは出来ないであろう。しかしながら、折れた矢を含む六本の残り矢だけを簾に入れ、兜を脱ぎ（捨てた？）、大童の頭髪で、大太刀を肩に担ぎ、乗馬を疾駆させている、こうした武将の姿が、肖像画としては極めて特異な表現であることは認められよう。このような特異な、ないしは異様な姿の表現が、像主の体験した特定の合戦に由来するであろうことは、藤本氏や加藤氏も認めておられる。⁽²⁾そこで、このような特異な姿で描写されるにふさわしい高氏の有力武将が、はたして『太平記』に登場するかどうかを徹底的に調べて見ることが肝要なのである。

但し、肖像画の像主名を確定することは難しい。当該肖像画をさまざまの方法によって綿密に分析・説解し、かつ、像主推定に不可欠な諸史料を広く深く読み込んでいくことによつて、像主名が次第に絞り込まれていくことであろう。

そうした検討の要請からすれば、高師直説には明らかに飛躍がある。すなわち、高師直を最も有力な候補者とするのに必要なのは、他の有力な候補者の枚挙とそれらの人物たちの慎重な消去であつて、残念ながら、そうした作業を行つてゐるようには思われないのである。

何故そうなつてしまふのか。それは、従来の像主論の通弊が無意識に踏襲されてしまつてゐるからではあるまいか。すなわち、肖像画の像主に歴史上の有名な人物を比定しがちのが従来の像主論であり、しかも、いつたんある有名人物が像主に比定されてしまふと、その人ではないと否定することが極めて困難になつてしまふのである。像主足利尊氏説の否定論を突き詰めてこられた論者たちも、それに代わる今一人の有名人物を候補に挙げがちになつてゐるのではないか。⁽²²⁾さらに言えば、騎馬武者像の像主を探究してきた先学の所論を読むと、足利尊氏像ではないことを明らかにすことの論証には、実に多大な努力を払つてき

ておられる。輪違紋の発見と、それにもとづく尊氏像否定論がその典型である。それなのに、では肝腎の像主は一体誰なのかという段になるとか、実にあつさりとした検討・推定によつて、高師直像主説を提出しておられるように思われるのである。

二 太平記の高氏一族

前章で述べたように、藤本氏らの研究によつて高氏一族のうちのなかに守屋家本騎馬武者像の像主を探るべき研究段階に入ったのであるから、南北朝動乱過程の記述である『太平記』のなかに、高氏一族の行為と運命を読み込んでいくことが何よりも大切となろう。『太平記』が南北朝内乱を物語る最も貴重かつ重要な「文学＝史料」であることに間違はない。無論、その記述を単純に「史実」²³とはできないが、しかし、南北朝内乱に関わった人物の肖像画を検討するには、その徹底的な読み込みが不可欠なのである。視点や関心を変えて読み直していくば、必ずや守屋家本騎馬武者像の像主を、その記述のなかに見出だすことも可能になるであろう。

そこで本章では、騎馬武者像の像主にふさわしい武将を『太平記』の記述のなかに探していくことにしたい。

ところで、『太平記』は、「平家物語」と違つて、諸本による本文異同がそれほど多くはないが、それでもかなりの相違が見られる場合がある。『太平記』の諸本は、巻数や巻の区分などを基準として甲・乙・丙・丁の四類に分けられており、本文異同の程度からすると甲・乙・丁の三類は近接し、丙類のみが大きく異なつてゐる。そこで現在では、『太平記』は流布本系（甲・乙・丁類）と天正本系（丙類）の二類に大別し、前者を甲・乙・丙に下位分類する案も示されているようである。⁽²³⁾

ここでは、日本古典文学大系などに翻刻されている慶長八年古活字本

(流布版本)をAとし、最も信頼できる古本である西源院⁽²⁵⁾本と神田⁽²⁶⁾本を、それぞれBとCとして示した。それらの記述を比較しつつ検討していくこととする。

さて、高氏一族の多くは觀応元(一二三五〇)年二月に殺戮された。『大日本史料』第六編之十四、正平六年・觀応元年二月二十六日条によれば、師直・師泰兄弟をはじめとする高氏一族の多くが、武庫川辺鷲林寺前で上杉能憲の軍勢によって殺戮されている。『觀応一年日次記』觀応元年二月二十六日条によれば、師直・師泰兄弟、武藏五郎(高師夏)・越後將監等、親類・家人數十人がそこで殺害されたという。また、『園太曆』觀応元年二月二十七日条には、師直・師泰兄弟、高刑部(師兼)・武藏五郎・越後大夫將監(師世)・高備前(師幸)・豊前五郎(師景)・高南遠江兵庫助等が殺戮されたと記されている。

『太平記』卷二十九の「師直以下被誅事付仁義血氣勇者事」には、その様子が次のように記述されている。すなわち、師直・師泰らは足利尊氏に従つて上洛するが、上杉・畠山の兵のために尊氏との間を次第に隔てられ、

A · · · 執事兄弟武庫川ヲ打渡テ、小堤ノ上ヲ過ケル時、三浦八郎

左衛門、ガ中間一人走寄テ、此ナル遁世者ノ、顔ヲ藏スハ何者ゾ、其笠ヌゲ、トテ、執事ノ著ラレタル蓮蓬笠ヲ引切テ捨ルニ、ホウカブリハヅレテ片顔ノ少シ見ヘタルヲ、三浦八郎左衛門、哀敵ヤ、所願ノ幸哉、ト悦テ、長刀ノ柄ヲ取延テ、箇中ヲ切テ落サント、右ノ肩

崎ヨリ左ノ小脇マデ、鋒サガリニ切付ラレテ、アツト云処ヲ、重テヲ搔落シテ、長刀ノ鋒ニ貫テ差上タリ、· · ·

B · · · 執事兄弟武庫川ヲ打亘テ、小堤ノ上ヲ過ケル時、三浦八郎左衛門ガ中間一人走據テ、此ナル遁世物ノ貌ヲ隠スハ何物ゾ、其笠

脱トテ、執事ノ着ラレタル荷葉笠ヲ引切テ投捨ル、咄冠リ弛レテ牛顔ノ少シ見ヘタルヲ、三浦八郎左衛門、アハヤ敵ヤ、冀所之幸哉、ト悦テ、長刀之柄ヲ取暢テ、瞳中ヲ切テ落サント、右ノ肩崎ヨリ左ノ小脇マテ、鋒キ下リニ切付ル、切レテアツト云処ヲ、重テ二打々、討レテ馬ヨリ倒ニ落ケレハ、三浦自馬飛テヨリ、頭ヲ搔落シテ、長刀ノ崎ニ貫テ指上リ、· · ·

とあるように、執事高師直が殺害された。以下、越後入道(高師泰)・高豊前五郎(師景)・高備前守(師幸)・越後將監(高師世)・遠江次郎・山口入道・彦部七郎ら高氏一族らが次々に討ち取られていったのである。そしてさらに執事の最愛の子息であった武藏五郎(高師夏)はまだ十三歳であつたが捕らえられ、やがて切られた。

但し、同じく「師直以下被誅事付仁義血氣勇者事」に、

A · · · 小清水合戦ノ後、執事方ノ兵共、十方ニ分散シテ、残ル人ナシト云ナカラ、今朝松岡城ヲ打出ルマテハ、マサシク六七百騎モアリト見シニ、此人々ノ討ル、ヲ見テ何チヘカ逃隠レケン、今討ル、処十四人ノ外ハ、其中間下部ニ至マデ、一人モナク成ニケリ、· · ·

とあるように、「六七百騎」もいた筈の「執事方ノ兵共」の多くは退散してしまったのであつた。⁽²⁷⁾したがつて、高氏の家来(御内)の多くは助かっており、この殺戮以後も、『太平記』には彼らの行動・活躍が記されているのである。

では、この殺戮をうけた後の高氏一族のなかで、最も華々しい活躍・役割を演じたのは誰であろうか。

(28)

大隅和雄氏編『太平記人名索引』などを頼りにしながら、『太平記』の記述を高氏一族の行動に即して追跡していくと、結論的に言えば、そうした人物はたった一人、高師詮だけであることが分かる。というより、『太平記』の觀応二年以後の物語には、この師詮以外には、高氏一族の目立った活躍は見られない。しかも、彼の登場と死は際立つて印象的なものである。すなわち、卷三十二の「山名右衛門佐為敵事付武藏將監自害事」によれば、

A ・・・此時、故武藏守師直ガ思者ノ腹ニ出来タリトテ、武藏將監ト云者、片田舎ニ隠テ居タリケルヲ、阿保肥前守忠実・荻野尾張守朝忠等、俄ニ取立テ大将ニナシ、丹波・丹後・但馬三箇國ノ勢、三千余騎ヲ集テ、宰相中將殿ニ力ヲ合セん為ニ、西山ノ吉峯ニ陣ヲ取テゾ居タリケル、京都ノ大敵ニダニ輒ク打勝テ、勇々タル山名ガ兵共ナレバ、ナジカハ少ソ可猶予、十一日署ニ吉峯ヘ押寄、矢一モ射サセズ、抜連テ切テ上ル、阿保・荻野ガ兵共、余リニヨク被攻テ、一支モ支ヘズ、谷底ニ懸落サレケレバ、久下五郎ヲ始トシテ討ル者四十余人、疵ヲ被ル者数ヲ不知、希有ニシテ逃延タル者共モ、弓矢・太刀・長刀ヲ取捨テ、赤裸ニテ落テ行、見苦シカリシ有様也、武藏將監ハ、二町計リ落延タリケルヲ、阿保與荻野遐ニ顧テ、今ハ叶ハヌ処ニテ候ソ、御自害候ヘ、ト勧ケルヲ聞テ、馬上ニシテ腹搔切、倒ニ落テ死ニケリ、此首ヲ把ムトテ、敵一所ニ打寄テ菱メキケルニ、治田太郎只一騎引返シテ打死ス、其間ニ阿保與荻野落延、無甲斐命助リニケリ、

B 此時、故ムサシノ守師直か子、思ものゝ腹ニ出来たりしムサシ將監師資と云者、片田舎ニかくれて居たりけるヲ、阿保肥前守忠実・荻野ヲハリ守朝忠等、俄ニとりたてゝ大将ニなし、丹波・丹後・但馬三ヶ國ノ勢千余騎ヲあつめて、さいしやう中將殿ニ力ヲ合せんタメニとて、西山の吉峯ニ陣ヲとつてゾ居たりける、京都ノ大敵ニたニ輒ク打かつて、勇ミニいざミタル山名が兵共なれハ、なしかハ少しも猶予スベキ、時ヲカヘズ、ムサンの將監が陣ニ焼たるかゞリヲ見て、山名右衛門佐、通夜ヲ馬ヲはやメて五百余騎、十二日ノ早旦ニ吉峯へおしよせて、矢ノ一筋ヲモ射させズ抜つれて切てアガルニ、阿保・荻野が兵共、あまりニつよくせめたてられて、一ト支ヘケリ、

四十よ人、疵ヲ被ル者数ヲしらズ、希有ニシテ適にげのびたる兵共も、ものゝグ・弓矢・太刀・長刀ヲかなぐりすゝ、皆裸かにておちて行、見ぐるしかりし有さま也、大将武蔵将監ハ、一、二町かほどおちのびたりける、阿保と荻野とはるかニへり見て、今はかなハぬ所ニて候、御自害候らへ、と勧メけるヲきゝて、馬のうへにして腹かい切り、倒ニ落て死ニけり、・・・・・其間ニ阿保と荻野とハ落のびて、かひなき命ヲダたすかりケル、

とある。Bの西源院本とCの神田本の両本も、ほぼ同様の記述であることが分かるだろう。小さな相違は、Cが高師詮を高師資としているところ、Bが沼田小太郎を治田太郎としているところなどに見られる。

その記述内容を整理・要約すれば、①高師詮（武蔵将監）は、師直の「思者」の腹に出来た遺子であつて、「片田舎」に隠れていた。②高師直の「御内」である阿保肥前守忠実や荻野尾張守朝忠等が、その師詮を見付け出して、俄かに「大将」に祭りあげた。③師詮は、足利義詮（宰相中將殿）に合力せんとして、丹波・丹後・但馬の三箇国の軍勢三千余騎を率いて西山の善峰に陣取りした。④しかし、山名軍の軍勢に大敗を喫してしまい、騎馬の姿で、阿保忠実や荻野朝忠らの後を追つて敗走した。⑤大将の師詮が後を追つてきては自分たちの命まで危なくなるので、阿保らは師詮に覺悟（自害）するようになると声を掛けた。⑥見捨てられた師詮は、今やこれまでとばかりに馬上で切腹し、逆様に落ちたのであった。

もとより、この高師詮の姿は、たんなる文学的表象ではない。佐藤進一氏の『室町幕府守護制度の研究』上・下によれば、丹後国守護としては、

↑ 観応三年八月——文和二年六月

但馬国守護としては、

→ 文和二年四月・五月 →
の在任の徵証がある。彼は、ほんの一時期だけにせよ両国の守護に任じられていたのである。⁽²⁹⁾

『園太曆』文和二年六月十二日条によれば、

・・・伝聞、山名以下軍卒発向之間、西山以下、所々取陣、荻野・赤松以下悉引退、先神妙歟、

及晚聞、京方勢攻寄西山、荻野及武蔵将監以下合戦、彼輩即敗績、師詮切腹了、其勢アカタ・阿保・高根以下専一輩、大略於一所切腹、荻野舎弟者討死、本人不見、遡脱歟、將又、或切腹投井之輩多之、在其沙汰歟、赤松者昨日不合戦、引退播州云々、

とあるように、高師詮の切腹が記されている。『常樂記』にも「高武蔵將監、於西山討死」とある。義詮のために山名の軍勢と戦つて戦死したことば確実なのだ。

このように、高師詮は師直の子息（遺児）であつて、一時期ではあれ丹後・但馬の守護となり、「三千余騎」の軍勢を率いる大将となつていた武将なのである。そして、敗軍となつて逃げる途中で、「御内」の安保・荻野らに見捨てられ、馬上で切腹という壯絶な死を遂げたのであつた。

彼の武具・武装については、高師直・師泰兄弟がどのような殺され方をしたかを思い起すことにしよう。『大日本史料』第六編之十四、正平六・觀応二年二月二十一日条によれば、師直・師泰兄弟は出家した。

『觀応二年日次記』には「彼兩人之一族、并家人手勢等百 四人出家云々」とある。師直は「入道道常」、師泰は「入道道勝」となつて、僧侶の姿であった。とすれば、彼らの武具・武装は「執事の御内」らの手に残されたと考えられる。

高師直ら一族が殺戮された後、執事の「御内」らは、師詮を「大将」

とすることで高氏の復活を目指したのであり、そうした動きに乗って、
師詮は丹後・但馬守護となつたのであった。したがつて、師詮の武具・
武装は、勿論、高氏一族の当主にふさわしいものであつて、それには輪
違紋があつたに相違ない。そして恐らく、「三千余騎」の軍勢を率いて
西山善峯で戦つた際の彼の武具・武装は、父師直のそれを継承していた
可能性が高い。つまり、「御内」安保忠実・荻野朝忠らは、高師詮が執
事の子息であることを意図的に強調しようとしたであろうから、彼が身
に付けていた武具・武装は高氏重代のものであつたに相違なく、守屋家
本騎馬武者像のそれと一致しても当然なのである。

であればこそ、『太平記』の記述にあるように、大将首を狙う山名軍
の武士たちは挙つて高師詮を追つてきたのであり、馬上で切腹して逆様
に落ちた彼のところに殺到したのであつた。

こうした高師詮の馬上での切腹は、『太平記』に描かれた壮絶な△死
に方▽であった。しかも、彼は足利義詮に「力ヲ合セソ為ニ」死んだの
であり、しかも、阿保忠実と荻野朝忠らの「御内」に引導を渡されて、
馬上での無念の切腹死を遂げたのであつた。

とすれば、自ら担ぎ出した高師直の遺子を自分たちが逃げ延びるため
に死に追いやつてしまつた阿保と荻野らは、その負い目からも、必ずや
高師詮の年忌法要を行つたに相違あるまい。また、義詮がその肖像画に
花押を据えたのも、彼に合力するため敗死した師詮であつたから当然
と言えるであろう。すなわち、この騎馬武者像の像主は、高師直の子息
であり、丹後・但馬の守護として「三千余騎」の軍勢を率いて戦い、敗
軍の大将となつて死んだ高師詮の姿を描いたものであると考えられるの
である。

とするなら、守屋家本騎馬武者像の特異・異様な表現は極めて納得し
やすいものとなる。というより、『太平記』に描かれた高氏一族のなか

で、このような武装をして馬上での△死▽を遂げた人物は他にいない。
では、この騎馬武者像が制作されたのは何時頃であろうか。その手掛
かりとなるのは、頭上に据えられた義詮の花押である。荻野氏以来、こ
の花押は義詮の晩年、それも死没年のものとされてきた。また、この花
押には不自然なところがあり、絹布に大きく書かれたせいであるとも説
明してきた。その不自然さについては疑問を残しておくことにしかな
いが、私の右の推定からすれば、義詮の晩年のものとすることは納得し
がたいのである。

というのは、もしも騎馬武者像の像主が高師直の遺子師詮であるとす
れば、彼の死を弔う年忌法要に際して制作されたと判断するのが自然で
ある。となれば、せいぜい七回忌までが可能性が高い。義詮の晩年の
花押というのではあまりにも時期が遅い。

つまり、①師詮の死を弔うために遺像が制作されるのにふさわしいの
は、七回忌ぐらいまでであり、また、②義詮が騎馬武者像の頭上に花押を
据えるのにふさわしい時期は、恐らく、父尊氏の死後つまり彼が將軍にな
つてからであろう。この二条件を満たせる時期は、師詮の七回忌にあ
たり、かつ、義詮が征夷大將軍になつた年の翌年である延文四（一二五
九）年だけではないか。これが私の推定（仮説）であった。

しかし、荻野・藤本氏らは、この頭上に据えられている義詮の花押を
晩年ないし死没年のものとしている。はたして、荻野氏らの主張される
ような時期のものであろうか。管見の義詮の花押を比較した限りでも、
死没年のものと限定しにくいのである。

だが幸いにも、現在、史料編纂所では『花押かがみ』の南北朝時代編
を編纂するため、同時代の花押の蒐集を進めている。足利義詮の花押
も編年順に整理されつつある。それらと騎馬武者像の頭上に据えられて
いる義詮の花押を比較・検討することが出来る。そうした比較・検討を

行つた結果であるが、騎馬武者像の頭上に据えられている義詮の花押は、彼が征夷大將軍になつた翌年のもの（図3）に一番近いように思われる。⁽³¹⁾ すなわち、頭上の義詮の花押は、私が推定した延文四年頃の花押と推定されるのである。

もしも、この推定が正しければ、騎馬武者像の像主を高師直の遺子師詮とする仮説にとつて明瞭な一步前進である。それに対して、師直説では、十七回忌に制作されたとする根拠が明示されているわけではない。肖像画を十七回忌になつてから制作するというのは、やはり例外的なケースと言うべきであつて、もしもそんなら、そのような例が別にあることを示すだけでは十分ではない。

では、七回忌の法要をするために騎馬武者像を制作した側として想定される人々とは誰か。一般論としては、高氏一族の誰かが想定されるであろうが、『太平記』卷三十二の記述こそが極めて重要であると、私は考える。つまり、「片田舎」に隠れていた師詮を担ぎ出して守護・大将としたのも、自分たちが生き延びるために敗走してくる彼を死に追いやつたのも、安保忠実・荻野朝忠らであることに注目すべきであろう。彼ら「執事（高師直）の御内」の武士たちこそが、言わば見殺しにしてしまつた主君の遺子師詮の年忌法要のために、その肖像画を制作し、将軍になつたばかりの義詮に花押を据えて貰つたのではないだろうか。その一人である阿保忠実が、京合戦で秋山光政と演じた派手な一騎打ちを、神仏に手向けるための扇や団扇のバサラ絵にされた人物であったことも自然な符合と言うべきであろう（『太平記』卷二十九、「將軍上洛事付阿保秋山河原軍事」）。また、『太平記』卷三十六の「山名伊豆守落美作城事付菊池軍事」などによれば、阿保忠実（肥前入道信禪）の活躍は康安元（一三六一）年七月まで確認できるのである。

かくて、私の主張点を整理すると次のようになる。



図3—1 延文4年6月8日
足利義詮御判御教書（大友文書）

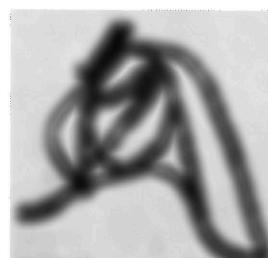


図3—2 延文4年7月25日
足利義詮御判御教書（早稲田大学所蔵文書）

第一に、執事高師直の跡継ぎとして担ぎ出され、軍勢の「大将」となった高師詮は、輪違紋のある高氏重代の武具や馬具に着けている武将としてふさわしい。一族が殺戮された後の高氏のなかで『太平記』で活躍するのは彼だけなのだ。

第二に、馬上での切腹という壯絶な死に方をした彼は、特異・異様な表現のこの騎馬武者像の像主にふさわしい。

第三に、義詮に合力するために敗死した師詮の七回忌のために制作された遺像に、將軍となつたばかりの義詮が花押を据えたとすれば、極めて自然な成り行きと言える。義詮が將軍となつたのは延文三（一三五八）年一二月八日であるが、それは高師詮の七回忌の前年である。

そして第四に、彼を「大将」に担ぎだした阿保忠実や荻野朝忠ら「執事（高師直）の御内」が、高師詮の七回忌の法要を営むために、その遺像の制作を行つたと考えられる。

三 像主の顔貌表現と高師直・師詮の年齢

ところで、荻野・藤本両氏は、佐藤進一・高柳光寿・林屋辰三郎氏らの優れた歴史家が、騎馬武者像の像主に足利尊氏を見て、その描写にさまざまな解釈を加えられているのを紹介している。⁽³²⁾もちろんその意図は、眞の像主ではない足利尊氏の「氣迫」などを、この肖像画から読み

取つてしまつてゐる中世史研究者の現状の批判にある。しかし私は、この点で諸先学を批判するつもりはまったくない。その前提とされた肖像画についての認識（水準）に依拠しているだけなのであるから。そして実際のところ、肖像画といふのは、その像主が誰々であると△名付け△された途端に、その人物にふさわしい表現となり、さまざまな意味がそこから読み取られてしまうものなのだからである。だからこそ、像主論は肖像画論の基礎的な作業の一つとして常に重要なのであり、美術史家、日本史家のいづれかを問わず要請される、肖像画を分析・説解するための基本的研究なのだ。

むしろ、守屋家本騎馬武者像研究の現段階の問題点は、その表現に即した綿密な検討が武具・武装や花押などに集中してしまっており、肝腎の像主の顔貌表現などについての検討がなおざりにされてしまっているところにあるだろう。

たとえば、藤本・下坂両氏の高師直説では、彼師直が一体何歳ぐらいで殺されたのかが全く考慮されていない。確かに、既述したように、系図類などの諸史料にはその生・死没年齢は記されておらず、現段階では正確な数字を示すことが出来ない。

しかし、両氏共に、この騎馬武者像を遺像と判断されているのであるから、常識的に師直が死ぬ前の姿を描いたと考えられているのである。つまり、師直の死の直前か、せいぜいその数年前くらいまでの肖像ということである。事実、師直の全盛期はその頃であった。

そこでまず、この騎馬武者像の顔貌表現から検討を始めるとしよう。すなわち、図2の像主の顔貌は、一体、何歳ぐらいであろうか。その顔貌表現からすれば、明らかに二十歳過ぎの若い顔ではない。また、この像主を四十歳台と見ることも困難⁽³³⁾はあるまい。ましてや五十歳以上の年齢と見ることは不可能に近い。その精悍な顔貌と体型からすれば、

この騎馬武者像の像主は三十歳台であると見るのが素直な判断であろう（私は三十五歳前後と判断している）。

もとより、こうした肖像画の像主の年齢の読み取りには、顔貌表現についての系統的な検討が不可欠である。例えば、顔の皺の表現などに着目して、顔貌の年齢表現の歴史的・時代的な変化の把握が提出されなければならない。私の肖像画研究の現状では、そうした年齢表現の変遷を体系的に提示できないのが残念であるが、死没年齢の明らかな人物の肖像画の顔貌表現との比較・検討からすれば、この像主は三十歳台半ば前後であると見るのが妥当な推定だと私は考えている。⁽³⁴⁾

とすれば、高師直が像主だとすると、彼が殺されたのは四十歳前ということになってしまふ。しかし、南北朝の内乱過程における高師直の活躍を見れば、彼がそうした比較的若い年齢で死んだと判断することは不可能である。彼は、少なくとも足利尊氏と同年齢かそれより何歳か歳上の人物と推定しうる。つまり、尊氏の執事として手腕を振るっていた彼が、主人尊氏より若いとは考え難いし、彼の行動と活躍の全体を見る限りそうした推定に不安はない。また、足利直義との対立の経緯からしても、年齢的には直義よりも年上でなければ、到底張り合えなかつたに違いない。つまり、内乱の政治・軍事過程のなかでの高師直を見る限り、私が想定できる彼の死没年齢は、どう考えても五十歳過ぎなのである。したがつて、高師直を像主と見ることは、私には到底出来ない。

高柳光寿氏も、『改稿 足利尊氏』において、根拠は明示されていないが、高師直は足利尊氏よりも何歳か年長であつたらしい、と記されているのである。⁽³⁵⁾

観応二（一二五二）年二月に師直が殺戮されたとき、尊氏は四十七歳であったから、高柳氏や私の推定では、殺された師直の年齢は既に五十歳を越えていたことになる。

では、高師直の死没年齢をある程度具体的に推定出来ないものであるか。それは可能だ。またもや『太平記』の記述にある。その卷二十六の「四條縄手合戦事付上山討死事」の高師直軍と楠正行軍の死闘についての記述のなかに二箇所、彼の年齢を推測させる文章が見られるのである。以下に示そう。

第一の箇所は次の記述である。

A • • • 鼻田弥次郎、膝口ヲ被射、スクミ立タリケルガ、サテハ師

直^{イマダ}未討レザリケリ、安カラヌ者哉、師直何クニカ有ラン、ト云声ヲ

力ニシテ、内甲ニカラミタル鬚ノ髮ヲ押ノケ、血眼ニ成テ遙ニ北ノ

方ヲ見ルニ、輪違ノ旗一流打立テ、清^キゲナル老武者ヲ大将トシテ、

七八十騎力程控^{ヘタリ}、• • •

B • • • 島田与三、膝之口ヲ篠深ニ射ラレテ、スクミテ立タリケル

ガ、是ヲ見テ、サテハ武藏守ハ打レサリケリ、安カラヌ物哉、師直

何クニカ有ラン、声ヲ力ニテ、内甲ニ乱懸リタル鬚ノ髮ヲ押ノケ、

血眼ニ成テ遙ニ北ノ方ヲミルニ、輪違ノ旗一流打立テ、清^キゲナル老

武者^ヲ七八十騎力程引^{ヘタリ}、• • •

C • • • 花田与三、ヒザロヲのぶかニ射られて、すくみてたつたり

けるか、これヲ見て、さてハ未タムサシノ守ハうれさりけり、安

からヌ者哉、師直いつくニ有らんと云声ヲ力ニテ、内申ニ乱レカ

りたるびんノカミヲおしのけ、血眼ニなりてはるかニ北ノ方ヲ見る

ニ、ワちがヘノハタ一流ニうつたてて、清^キなる老武者、七八十キ

がひかへたり、• • •

いざれにおいても、高師直を「清^キゲナル老武者」としている。同時代の「文学」史料¹たる『太平記』のこのような記述からすれば、師直は、彼が殺される二年前の貞和四（一三四八）年において、既に「清^キゲナル老武者」と表現されるような年齢になっていたのであった。

もう一箇所の記述も次ののようなものである。

A • • • 師直思慮深キ大將ニテ、敵ノ忻テ引處ヲ推シテ、些^{スキ}モ馬ヲ

動カサズ、• • •

B • • • 師直ハ思慮深キ老將ナレハ、敵ノ謀リテ引處ヲ推シテ、少

モ馬ヲ進メス、• • •

C • • • 師直ハ思慮^フカキ老將なれハ、敵ノたバかりて引處ヲ推シ

テ、ちとも馬ヲ進メズ、• • •

A 本では「思慮深キ大將」とあるので、その年齢を窺い知ることは出来ないが、古本のB西源院本やC神田本によれば、高師直は「思慮深キ老將」とされている。

かくして『太平記』の二箇所の記述によれば、高師直は「清^キゲナル老武者」・「思慮深キ老將」とされているのであって、殺害される二年前には、既にそのように記述されるような老齢になっていたと推察されるのである。³⁶⁾

では、この「老武者」・「老將」というのは一体何歳ぐらいのことであるか。たとえば『養老戸令』では、「老」とは六十一歳以上であるが、もとより機械的に判断することは出来ない。しかし、五十歳以上になっていたことはほぼ間違いないであろう。私としては、年齢幅を広くとつて五十歳前半の場合も有り得ると考えておきたい。それにしても、高師直はその死の二年前には既に「清^キゲナル老武者」・「思慮深キ老將」と表現されているのであるから、彼が殺された観応二年には、既に五十歳台半ばにはなっていたと推定してよいと思われる。

すなわち、騎馬武者像の顔貌表現から推定される像主の年齢は三十五歳前後であり、また、高師直が「老武者」・「老將」と表現されるような年齢に達していたとすれば、騎馬武者像の像主に師直を想定することは極めて困難であると言わなければならない。今後、高師直像主説を探

る場合には、なぜこのように壯年の姿で描かれているのかについての妥当な見解・論拠を提示しなければならないのである。⁽³⁷⁾

それに対して、高師詮を像主とする説にとつては、この師直の死没年齢（老齢）を論拠の一つとすることが出来る。すなわち、仮に高師直の死没年齢を一番若く想定して五十歳としてみよう。身近に置いた愛児師夏が十三歳頃ということになる。また、師詮の場合には、①「思者」の腹から生まれた子どもなのであり、「片田舎」に隠れ住んでいたというのであるから、まだ若い頃の高師直とその愛人の間に出来た子息である可能性が高い。②師詮の年齢はもとより不明であるが、『太平記』の記述によれば、一軍の大将として祭り上げられ、かつ、馬上で切腹という壮絶な死に方をしている。したがって、ある程度の年齢に達していたと判断することが出来る。師直の死没年齢を五十歳頃とすれば、彼が二十歳過ぎの時に生まれた子息として師詮を想定できる。とすれば、師直が殺された時には師詮は三十歳になつており、馬上で切腹したのは彼が三十二歳頃となる。これが私の想定する二人の年齢の下限である。

しかし、実際に想定される年齢はもっと上である。師直が殺されたときの年齢は恐らく六十歳に近かつたに違いない。師詮が馬上で切腹して敗死したのはその二年後であるから、もしもその時点にまだ父師直が生きていたとすれば六十歳前後となる。右の計算をあてはめれば、馬上で切腹したときの師詮の年齢は三十五歳前後である可能性が高いのである。

こうして、守屋家本騎馬武者像の像主としての条件を、現段階で最も

具備しているのは高師直の子息の師詮である、というのが私の仮説である。

但し、『太平記』の「清ガナル老武者」という記述において、今一つ着目しなければならないのは「清ゲナル」という形容である。無論、そ

れは立派な武装をしているからだが、その顔貌や立ち居振舞いなどからも感じられるところであろう。『太平記』の記述における、七、八十騎の騎馬武者たちに囲まれた姿を十分に想像することは出来ないので、顔貌表現に即して考えてみよう。

再び図2の守屋家本騎馬武者像に着目すると、その顔貌表現が精悍に感じられるのは、一つには彼が濃い髭をしていることによっている。この髭の濃さも師直説にとって不利である。すなわち、高師直は貴族の娘たちを次々に籠絡していく「好色」であり、その蓄えていた髭は、貴族的な品の良いものであった可能性が高いのだ。『太平記』卷二十九(A)の「師直以下被誅事付仁義血氣勇者事」によれば、「貌容人ニ勝レ、心様優ニヤサシカリキ」愛児師夏に対する「・・・況乎最愛ノ子ナリンカバ、塵ヲも足ニ踏セジ、荒キ風ニモアテジトテ、アツカイ、ツキ、カシヅキシニ・・・」との溺愛ぶりの表現からも、高師直の趣味が窺われるであろう。この濃い髭は粗野であり、「片田舎」に隠れ住んでいた師詮、つまり内乱の軍事的な舞台に急に引っ張り出されてきた武将（守護）の師詮にこそふさわしいであろう。また、その異様な姿についての解釈に關わるのだが、大太刀を肩に担いでいるその姿は、七、八十騎の騎馬武者に守られている「清ガナル老武者」のそれとは到底思われない。

以上の分析・読解によつて、守屋家本騎馬武者像の像主は高師詮であると推定しうると考えるのだが、しかし、まだ最後の検討が必要不可欠である。

というのは、これまでの検討では意識的に捨象してきた像主候補者が、まだ二人いるからである。その一人は、高師直の甲冑を着て戦い、その身代わりとなつて死んだ上山六郎左衛門である。⁽³⁸⁾

『太平記』卷二十六の「四條縄手合戦事付上山討死事」によれば、上

山六郎左衛門は、高師直の陣屋へ物語に行つたところを敵襲にあつた。自分の陣屋に帰る暇がなかつた彼は、師直の鎧櫃に入つて、大鎧を着ようとしたところを、師直の若党に咎められて争いとなつた。師直はその時、馬から飛び下りて、自分の身代わりになつてくれる人のためにはどんなに高い鎧でも惜しくはない、かえつて上山のことを讃めたのであつた。その情けに感じた彼は、

A . . . 上山六郎左衛門、師直ノ前ニ馳塞リ、大音声ヲ挙テ申ケル

ハ、八幡殿ヨリ以来、源家累代ノ執権トシテ、武功天下ニ顯レタル
高武藏守師直是ニ有、と名乗テ、討死シケル其間ニ、師直遙ニ隔
テ、楠本意ヲ遂ザリケリ、

とあるように、師直を逃がすために敵をひきつけ、その身代わりとなつて見事に討死したのであつた。彼の身に着けていた鎧には、

A 楠、上山ヲ討テ其頭ヲ見ルニ、太清ゲナル男也、鎧ヲ見ルニ輪違
ヲ金物ニ掘透シタリ、サテハ無子細武藏守ヲ討テゲリ、多年ノ本意
今日已達ヌ、是ヲ見ミヤ人々、トテ、比頸ヲ中ニ投上テハ請取、請
取テハ手玉ニツイテゾ悦ケル、楠が弟次郎走寄テ、・・・太刀ノ鋒
ニ指貫差上テ是ヲ見ルニ、師直ニハ非ズ、上山六郎左衛門ガ首也、
ト申ケレバ・・・・

とあるように、確かに輪違紋が彫つてあつたのである。彼なら騎馬武者像の像主の候補者たりうるであろう。高師直（ないし高氏一族）が、彼の菩提を弔つた可能性を想定したくなるのである。

だが、彼も消去できる。すなわち第一に、高師直の身代わりとなつて敵を引き付けて死んだとなれば、兜を被つている姿であつたと考えられ、それを脱いで大童となつてゐる騎馬武者像は、上山六郎左衛門の遺像としてあさわしくない。第二に、上山の着装したのは師直の鎧であつて、馬具まで借りた訳ではない。とすれば、馬具にある輪違紋は上山で

はないことを物語つてゐる。そして第三に、像主が上山であるとすると、その頭上に据えられた義詮の花押が説明できない。すなわち、義詮と上山を結び付けるような出来事や事実は見当たらないし、想定しがたいのである。

こうして『太平記』の記述のなかでは実に印象的な記述の一つ、上山六郎左衛門が師直の身代わりとなつて討死にした姿も、騎馬武者像とは考え難いのである。

また、もう一人の候補者は、『太平記』卷二十一の「塙治判官讒死事」の塙治高貞（佐々木隱岐大夫判官）である。彼も輪違紋を家紋としており、一時は出雲の守護となつてゐるから、一応候補者に挙げられる。しかし彼については、藤本・下坂両氏も否定しておられるように、その可能性はまずないだろう。⁽³⁹⁾ 上山六郎左衛門と同様に、足利義詮との結び付きを想定することが出来ないからである。つまり、頭上に据えられた義詮の花押が説明しがたいのだ。但し、彼も、

A . . . 判官是ヲキ、時ノ間モ離レガタキ妻子ヲ失レテ、命生テ
ハ何カゼン、安カラヌ物哉、七生迄師直ガ敵ト成テ、思知センズル
ゾ、ト忿テ、馬ノ上ニテ腹ヲ切り、倒ニ落テ死ニケリ、

とあるように、高師詮と同じく馬上での切腹で死んでおり、興味深い死に様であつた。

結 び

かくして、本稿の要点をまとめると次のようになる。

第一に、藤本正行氏らが指摘したように、守屋家本騎馬武者像の武具・武装の輪違紋からすれば、像主は高氏一族の誰かであり、しかも武具・武装の質からすれば、高氏一族の中心人物となるような武将である。そうした候補者として先学によつて高師直が推定されているが、彼の死

没年齢や騎馬武者像の顔貌表現などの検討によって、師直像主説は成り立ち難い。また、肖像の頭上に据えられている足利義詮の花押も、彼の死の直前のものとは思われないので、師直の十七回忌の際に制作された遺像とは考え難い。

第一に、それに對して、『太平記』卷三十二に描かれていたる高師詮の場合には、以下のような論拠によつて守屋家本騎馬武者像の像主にふさわしい。すなわち、①高師直らが殺戮された後に、高氏一族の中心として担がれ、丹後・但馬の守護となつてゐる。②高師直の子息であるから、師直の武具・武装（重代）を引き継いでいて当然であり、かつ、丹後・丹波・但馬の軍勢三千余騎の大将となつてゐる。③高師詮は、文和二年六月十二日の西山善峰の合戦において、山名軍のために大敗を喫しただけでなく、「御内」の安保忠実・荻野朝忠らに見捨てられ、馬上で切腹といふ壯絶な死に方をしてゐる。その果て方は、守屋家本騎馬武者像の異様な姿にふさわしい。④師詮を見捨てた「御内」の安保忠実らが、彼を弔うために年忌法要を営んだ可能性は大きい。⑤また、彼が戦死した善峰の合戦は、足利義詮に「合力」するためのものであつたから、それは義詮が像主の頭上に花押を据えるのに十分な理由である。その花押の型は、義詮が將軍になつた年の年に一番近いのであって、その年はちょうど高師詮の七回忌に当たつてゐる。⑥そして、高師直の死没年齢（の推定）からすれば、子息師詮の死没年齢は三十五歳前後と想定することが可能であり、彼は守屋家本騎馬武者像の像主の顔貌の年齢表現にふさわしい人物なのである。

そして第三に、『太平記』卷二十九に描かれている、高師直の身代わりとなつて死んだ上山六郎左衛門も候補者に挙げうる。がしかし、彼も守屋家本騎馬武者像の像主の条件を満たす人物ではない。また、『太平記』卷二十一の塩治高貞も輪違紋を家紋とし、かつ馬上での切腹死を遂

げているから候補者に挙げうるが、彼も騎馬武者像の像主たりえないのである。

以上のような諸点から、守屋家本騎馬武者像の像主の条件を満たしている人物として想定できる唯一の人物は、高師直の遺子であつて、高氏一族が殺戮された後の一時期に但馬・丹後守護となり、西山善峯で山名軍に大敗して逃げる途中、馬上で切腹死を遂げた高師詮である、というのが私の仮説である。

もとより、この仮説には、高師詮の死没年齢の正確な推定などさらに詰めるべき論点が残されていよう。それは絶望的な努力となるだろうが、関連史料の博搜を続けなければならない。そしてそれ以上に大切なのは、肖像画の分析・読解の方法を一層豊かなものにしていくことである。そのことを次の課題として、本稿をひとまず閉じることにしたい。

〔付記〕本稿は、科学研究費一般研究（A）「中世・近世肖像画のデータベース化と歴史図像学的研究」（平成六年度）による研究成査の一部である。

〔註〕

- (1) 肖像画の像主研究の現状と課題を知るには、まず、日本史研究者の立場からの加藤秀幸「武者肖像画の眞の像主確定への諸問題 上・下」（H論文）が参考になる。その上で、拙著『王の身体 王の肖像』（平凡社、一九九三年）を参照されたい。また、美術史における肖像画研究の水準を示すのは、米倉迪夫「鎌倉時代の絵画—物語と景観と人の絵画をめぐって」（『日本美術全集』9、講談社、一九九三年）と同「写実を拒むもの—世俗人物の造像をめぐって—」（第12回国際シンポジウム 東洋美術における写実）国際交流美術史学会、一九九三年七月）であろう。
- (2) 肖像画の像主論の私なりの試みとしては、「九人の貴種の僧侶は誰か」

- ・「肖像画としての後醍醐天皇」（『王の身体 王の肖像』所収）や「聖徳太子と後醍醐天皇」（『天武・後白河・後醍醐』週刊朝日百科日本の歴史別冊歴史を読み直す3、一九九四年）などを参照されたい。なお、本稿の主張の骨子は、「肖像画と『太平記』」（新編日本古典文学全集54『太平記一』）の月報8（小学館、一九九四年）に発表している。
- (3) 列挙した以外にも実に多くの研究文献や歴史叙述に、騎馬武者像についての言及があるが、省略させて頂く。
- (4) 『集古十種』（国書刊行会本は一九〇八年刊）は、一八世紀末に松平定信が編集・完成させた古書画・古器物・古武具などの図録集であって、この肖像の像主を足利尊氏としている。なお、『日本の肖像画―集古十種より』（岩崎美術社、一九九〇年）には、『集古十種』の肖像画二〇五点が収録されていて便利である。
- (5) 『室町時代美術史論』二五九～三〇六頁。
- (6) 『国華』七六編一〇冊、一二頁。
- (7) 『日本歴史』二五〇号（一九六九年）の研究余録。荻野説に対する批判点は、一つは、父の肖像の上に花押を据える可能性がないとは言えないこと、今一つは、細川頼之像主説の積極的な根拠がないこと、の二点である。
- (8) 『甲冑武具研究』三二号、一二～二一〇頁。
- (9) 『学叢』四号、四三～五九頁。
- (10) 『史学』五三卷四号、二五～三九頁。
- (11) 前注(10)論文、三六～三七頁。
- (12) I 論文（見る・読む・わかる日本の歴史 2 中世）五四・五五頁はG論文を要約した文章であって、事実上、像主を師直に特定しておられる。
- (13) 加藤氏のH論文は、肖像画研究の分析手続きについての極めて重要な提言を行つておられる。
- (14) 『美術研究』三四六号、六～一〇頁。
- (15) なお、藤本氏は、塩治高貞を候補者として検討した上で否定し（D論文、二〇頁）、阿保忠実の候補者としての可能性を想定した上で否定しておられない（G論文の三七頁）。
- (16) 加藤・藤本・下坂の三氏が、多少前後するが、馬具・武具の輪違紋に着目したこと、そして、同様に像主を高師直と推定した点は、實に興味深い研究史的事実である。
- (17) 藤本D論文の一九・二〇頁、G論文の二八頁、下坂F論文の五〇～五三頁、加藤H論文の下、二〇一・二〇二頁の諸指摘による。
- (18) 藤本D論文の一六～一八頁、G論文二八頁、加藤H論文の下二〇二頁の諸指摘による。藤本氏は、D論文では「綾威の精緻な鎧・金作太刀、赤地錦の直垂、堂々たる厚縁などの高級品を使用していること、鎧と太刀の重代のものとみられることが、像主が相当の家格を誇る武将であることを示す・・・」（D論文一八頁）とし、G論文では「(三)像主の使用する武具は南北朝を下らぬ高級品である。（四）就中、鎧と太刀は鎌倉中期以前に遡る形式で、重代の品とみられるから、像主は相当の家格を誇る一族中の最有力者」としている。加藤氏は「像主は身分の高い有力な武家であることは、その軍装より見ても明白」であるとする。
- (19) 荻野C論文の下一二頁、藤本D論文の二〇頁、G論文の二八頁、下坂F論文の五三～五五頁、加藤H論文の下二〇三頁の諸指摘による。
- (20) 荻野C論文の下一一・一二頁、下坂F論文の四八～五〇頁、加藤H論文の下二〇三頁の諸指摘による。なお、藤本氏は、特定の戦闘を想定しておられない（G論文の三七頁）。

(21) 前注(20)に同じ。

(22) 像主を有名人物や都合の良い存在に特定しがちなことは、多くの肖像画の例によつて明らかである。したがつて、像主の名前を明瞭にしていく仕事は平凡だが、肖像画論の基礎作業として推し進めていかねばならない。

そのためには、肖像画の情報を体系的に蒐集していく機関が存在しなければならない。

(23) 『太平記』研究の現状を概観するには、『国文学 解釈と教材の研究』三六卷二号(學燈社、一九九一年)の「太平記 バサラの時代」と『国文学 解釈と鑑賞』五六卷八号(至文堂、一九九一年)の特集「太平記」を読み解く」所収の諸論文を参照されたい。なお、刊行が始まつた、新編日本古典文学全集(小学館、一九九四年)の『太平記』は、天正本を底本とするもので、これによつて天正本全巻の校訂と現代語訳が得られるところになる。本当に有り難い。

(24) 岩波古典文学大系の『太平記』一~三(岩波書店、一九六〇~六二年)、新潮日本古典集成の『太平記』一~五(新潮社、一九七七~八五年)などが、慶長八年古活字本を底本としている。

(25) 西源院本の引用は、鷺尾順敬校訂『西源院本太平記』(刀江書院、一九三六年)によつた。なお、同書は史料編纂所の影写本によつて翻刻されたものである。

(26) 神田本の引用には『神田本 太平記 上・下』(汲古書院、一九七二年)を用いた。なお、刊本として『神田本太平記』(国書刊行会、一九七〇七年)がある。また、高橋貞一校訂『新校 太平記 下』(思文閣、一九七六年)をも参照した。

(27) 後述するが、これら退散した兵共のなかの「執事の御内」らが、高師直らの武具・馬具などを持ち去つたとすることは自然な推測であろう。

(28) 北海道大学図書刊行会、一九七四年。

(29) 東京大学出版会、上一九六七年、下 一九七八年。下の二一・二六・三二・三六・四〇の各頁を参照。

(30) 安保氏と安保直美についてのまとまつた研究としては、太田順三「安保直美について」(『民衆史研究』第八号、一九七〇年)と伊藤一美『武藏

(31) 武士団の一様態』(文献出版、一九八一年)がある。参照されたい。

(32) 特殊史料部の林譲氏にご教示を受けた。但し、延文四年の花押に一番近いとの判断の責任の所在はもちろん私にある。

(33) 二、三の大学のゼミや研究会で、試しに出席者が騎馬武者像の年齢を推定してもらつたが、三十歳台と見る者が一番多かつたことを紹介しておこう。但し、彼らは、中世の肖像画の年齢をどの表現を手掛かりにどのよう読みだら良いのかを必ずしも知っているわけではない。

(34) 日本の肖像画における顔貌の年齢表現(皺など)の系統的な研究の結果は、別の機会に報告する予定である。

(35) 『改稿 足利尊氏』(春秋社、一九五五年)の末尾に付けられた年表には「師直・重直の年齢は全く不明であるが、尊氏よりは年長であったらしい。それで仮にこの表のようにしておいた」とあり、同年表では、仮に尊氏よりも七歳ほど年長にしてある。

(36) 同時代の「文学」史料である『太平記』の記述の表現の問題を抜きにして、史実とか信憑性だけを論じていたのでは、中世史研究者は、何時までたつても物語を生きた「文学」史料として扱えないであろう。今後を期したい。

(37) 敢えて壯年の高師直を像主と想定すれば、たとえば考えられるのは凱旋影であるが、すると、義詮との関連、及び花押の据えられた時期についての説明が極めて困難となる。

(38) 像王候補者に上山六郎左衛門を挙げ、それを消去した先生はいない。

(39) 藤本D論文の二〇頁、下坂論文の五二・五三頁を参照。